

計画の概要

◆ 計画の性格

- 子供・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画

◆ 3つの理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

◆ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間
中間年である令和4年度に見直し

◆ 検討経緯

東京都子供・子育て会議において、計5回審議

中間見直しのポイント

1 少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、子供・子育て施策を一層充実

2 保育サービス・学童クラブに関する目標の更新

児童数の増加の状況を踏まえ見直し(平成31年(令和元年)比)
 ・保育サービス利用児童数 4.6万人分増 → 4.0万人分増(△6,000人)
 ・学童クラブ登録児童数 1.6万人分増 → 2.3万人分増(+7,000人)

3 計画事業の追加・見直し

・363事業 ⇒ 429事業(12局:88事業追加・22事業終了)

計画の目標と主な取組

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

- 妊娠・出産に関する支援の推進
- 小児医療・母子医療体制の整備
- 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 子供の健康の確保・増進
- 子供の育ちへの切れ目のない支援

◆ 主な取組 ◆

- ・東京都出産・子育て応援事業
- ・とうきょうママパパ応援事業
- ・018サポート

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 就学前教育の充実
- 保育サービスの充実
- 認定こども園の充実
- 就学前教育と小学校教育との円滑な接続

◆ 主な取組 ◆

- ・0~2歳の第二子の保育料無償化
- ・多様な他者との関わりの機会の創出

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 子供の生きる力を育む環境の整備
- 次代を担う人づくりの推進
- 子供の居場所づくり

◆ 主な取組 ◆

- ・東京ユースヘルスケア推進事業

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の取組
- ヤングケアラーへの支援
- 子供の貧困対策の推進
- 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 社会的養護体制の充実
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実
- 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
- 外国につながる子供等への支援

◆ 主な取組 ◆

- ・ヤングケアラー支援事業
- ・児童相談所が関わる子供の意見表明等の支援
- ・医療的ケア児への支援
- ・日本語を母語としない子供への支援

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 家庭生活と仕事との両立の実現
- 子供を犯罪等の被害から守る活動の推進
- 安全を確保するための取組の推進
- 良質な住宅と居住環境の確保
- 安心して外出できる環境の整備
- 子供・子育てを応援する機運の醸成

◆ 主な取組 ◆

- ・男性の家事育児参画に関する取組
- ・予防のための子供の死亡検証(CDR)
- ・子供・子育て応援とうきょう事業